

○笹川課長 それでは、定刻よりも若干早いのですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから、第38回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインシステムを活用しての開催となっております。万が一、不都合がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

まず、資料の確認をいたします。説明資料は7点、参考資料は2点でございます。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、山谷座長、よろしくお願ひいたします。

○山谷座長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日の議題は2つございます。議題1が令和3年度内閣府本府政策評価実施計画（案）及び令和2年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）でございます。それから、議題2が内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（改正案）でございます。この2つでございます。その後、事務局から、報告事項として総務省政策評価審議会提言がでございます。

それでは、議題1及び議題2に関しまして事務局から概要の説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 政策評価広報課の小池でございます。

議題1と議題2に関してです。今回の有識者懇談会に当たりまして、令和3年度実施計画案の策定準備を進めていく中で、他省庁との並びで考え方を整理した点がございます。内容面というよりは形式的、事務的修正の位置づけかもしれませんが、その整理に併せませして、令和2年度の実施計画、そして、第7次基本計画についても一体として改正が必要かと思われる点がございましたので、議題1、議題2をまとめて説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。「1. 実施計画の対象となる政策の見直し等」のところですが、政策評価法上、実施計画には、事後評価の対象としようとする政策を記載することが求められております。今般、令和3年度実施計画を策定するに当たり、この実施計画の対象となる政策の考え方について見直しをいたしました。まず、従来の整理と今般の整理について御説明申し上げ、考え方の変更を御認識いただければと思います。

(1)のところですが、内閣府本府では、実施計画において、今年度までは、事後評価の対象とする政策として当該年度を評価対象とする政策を掲げてきたところです。

参考の部分を御覧いただければと思います。矢印で令和2年度の部分を「評価対象」としておりますけれども、令和2年度の実施計画で規定したものは、令和2年度を評価対象とする政策でありました。なお、これらの令和2年度を評価対象とする政策について、実際に政策評価を実施するのは翌年度の夏、すなわち令和3年度の夏となります。赤丸が打たれている部分となります。

(2)ですけれども、今般、事後評価の対象とする政策をどのように考えるかについて、いろいろと他省庁の例を見てみましたところ、実施計画には当該年度に実際に政策評価を

実施する政策を記載している例が多いことが分かったことから、実施計画には当該年度に実際に政策評価を実施する政策を掲げることとしたいと考えております。赤丸の部分の評価の実施時期に着目するという考え方でございます。

また、(3) 事前分析表の作成について御説明します。政策評価のサイクルとして、政策評価を実施する前年度等にロジックモデルを活用して事前分析表を作成することとなります。例えば、令和3年度に評価を実施する政策については、その前年度、すなわち令和2年度に事前分析表を作成することとなります。対象となる部局に作業をスタートいただくためにも、その旨も実施計画に明示することが必要であることから、事前分析表を作成する政策についても実施計画に掲げることとしたいと考えております。これが全般の大本となる考え方の変更でございます。

実際の話ですが、資料2を御覧いただければと思います。こちらは今御説明申し上げた評価の実施年度に着目して各年度の実施計画を策定するという考え方に基づいた上で、それでは今後の実施計画において何を規定するのかというのを順次まとめたものであります。

表の見方として、まず下の※のところを共通認識として持っておきたいと思います。第1グループ施策の評価対象期間は令和2年度から令和6年度、第2グループ施策の評価対象期間は令和3年度から令和7年度、順次後ろ倒しになっていくイメージです。

また、前提とする点としまして、昨年5月に第7次基本計画を策定し、施策を大括り化するなど今年度より新スキーム下での政策評価がスタートしておりますが、新スキームでは、令和2年度から令和6年度にかけて第1グループ、第2グループ、第3グループ、第4グループ、第5グループとロケット発射のように順次スタートすることとなっていることから、この5年間に関しては新スキームと旧スキームが併存する形となっております。新スキームに入るに当たっては移行期間中に旧スキームによる締めくくりの事後評価を必ず一度実施することとなっております。これらの前提を基に順に見てまいります。

令和2年度の実施計画のところ、右側に赤いバツが書かれている部分ですが、従来の考え方にに基づきますと、令和3年度の夏に政策評価を実施する第1グループ施策、すなわち第1グループ施策の1年目評価施策のみが書かれていたところでした。先ほど説明した今般の考え方の整理に基づきますと、実施計画には今後、当該年度に実際に政策評価を実施する政策を掲げることとするところから、従来の令和2年度実施計画に規定されておりました一番上の第1グループ施策の1年目評価については、実際に評価を実施する令和3年度の実施計画に記載することといたしました。令和3年度が一番上の部分です。

令和2年度の実施計画の部分に戻りますが、2つ規定内容を追加することとなります。まず、旧スキームの締めくくり評価です。ここで意味しているのは、旧スキームの施策のうち令和2年度に評価を実施する施策でございます。今般の考え方の整理に基づきまして、実施計画には当該年度に実際に政策評価を実施する政策を掲げることとなることから、旧スキーム施策のうち令和2年度に締めくくり評価を行うものも令和2年度の実施計画に規定することとなってまいります。該当するものとしては、主に旧スキーム下での第1グル

ープ施策の締めくくり評価と、あと第1グループ以外にも令和2年度に評価時期が到来した施策というのが当てはまることとなります。

次に、令和2年度実施計画に追加する規定内容として、第1グループ施策の事前分析表作成があります。令和3年度に1年目評価を実施する第1グループ施策については、政策評価を実施する前年度、すなわち令和2年度に評価対象期間の初年度に事前分析表を作成することとなります。この2つが追加事項となります。

令和3年度の場合でもう一度振り返ってみますと、3つ規定内容がありまして、1つ目が第1グループ施策の1年目評価、2つ目が令和3年度の夏に旧スキームで締めくくり評価を実施する施策、3つ目は評価対象期間が始まる第2グループ施策の事前分析表の作成について規定することとなります。

資料3を御覧ください。資料3には旧スキーム施策の締めくくり評価進捗状況が書かれております。こちらは先ほど来、新スキームと旧スキームの併存と申し上げておりますけれども、令和2年度、令和3年度における旧スキーム施策の締めくくり評価の進捗状況を示したものです。特に新スキーム下での第1グループ施策、第2グループ施策に関しまして、旧スキームでの施策の締めくくり評価がどのような進捗状況になっているかというのが一覧表として示しているものであります。例えば、第1グループ施策は緑枠で囲っているところですが、これらは評価対象期間が令和2年度から令和6年度となるものでありまして、昨年、ロジックモデルと事前分析表を皆様に御議論いただいた第1グループ施策、地方創生、地方分権、研究所、宇宙、子ども・子育て、PKOとなります。これらについては令和2年度に新スキームにおいて事前分析表を作成する政策でありますけれども、その作成に先立ちまして、令和2年度に当該施策が大括り化される前の施策の単位、旧スキームにおいて締めくくり評価を行うということで、緑の枠の中の令和2年度の締めくくり評価実施年度のところに丸がついていることが分かるかと思えます。

新スキーム下での評価対象期間がスタートする年度に旧スキームにおける締めくくり評価を実施し、新スキームでの事前分析を作成するという流れになります。

第2グループについても御覧いただければと思いますが、第2グループは評価対象期間が令和3年度から令和7年度のものであります。今度は青枠で囲んでいるところですが、同じように令和3年度に新スキーム下で事前分析表を作成し、令和4年度に1年目評価を実施する施策であります。先ほど同様に青枠の中に令和3年度の部分に丸がついているかと思えます。こちらは令和3年に旧スキーム下での施策も締めくくり評価を実施し、そして、新スキームでの事前分析表を作成することをお示した表となっております。

また、黄色の着色部分ですが、これはまだ締めくくり評価が実施されていない施策となりまして、これは今後、令和4年度、令和5年度、令和6年度になるにつれて、すなわち第3グループ、第4グループ、第5グループがスタートするにつれて、この黄色着色部分は徐々に数が減ってまいるところでございます。

資料4を御覧ください。資料2の今後の実施計画において規定する内容を実際に紙に落とし込んだものが資料4となっております。資料4は令和3年度の実施計画案でございます。

こちらの「2 事後評価の対象となる政策及び評価の方法」の部分ですけれども、(1)が第7次基本計画の対象とした政策、いわゆる新スキームでの政策になっております。

①実績評価方式による評価を行う対象政策として、令和3年度に1年目評価を実施する第1グループの政策を掲げております。

(2)は旧スキームでの政策です。第6次基本計画の対象とした政策、旧スキーム下で令和3年度に評価を実施することとなっている政策を掲げております。

続きまして「3 その他」といたしまして、第7次の基本計画の対象とした政策で、来年度以降の政策評価に向け、ロジックモデルを作成し、事前分析表を作成する施策を並べております。こちらは新スキームに基づく第2グループ施策を並べているところです。こちらは本年夏にロジックモデル事前分析表を皆様に御議論いただく施策でございまして、選定理由といたしましては、おのおのの計画や大綱の期間と合わせる形でこちらの施策を選定しているところでございます。

資料5を御覧いただければと思います。今般の考え方の整理に基づきまして、令和2年度実施計画についても改正案を作成しております。

「2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法」については、旧スキーム下で令和2年度に評価を実施することとなっている施策を掲げているところです。

そして、「3 その他」におきまして、事前分析表を作成する施策として、新スキームに基づく第1グループの政策を掲げております。

ここまでが、議題1、実施計画に関する説明でございます。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、今申し上げた実施計画の改正に基づきまして、第7次基本計画に影響してくる部分がございますので、御説明申し上げます。資料としては、資料1と併せて、資料6に新旧対照表、資料7に改正案文をつけてございます。

改正内容としては主に3点ございます。まず2.の(1)ですけれども、1.の見直しに伴い、所要の改正を行う、というものです。詳細は、資料6の新旧対照表を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

資料6の新旧対照表ですけれども、今般の実施計画での改正に伴いまして、実施計画には当該年度に実際に政策評価を実施する政策を掲げることとしたという、いわゆる実施時期に着目した整理を行ったところでありまして、それらの概念をより明確化するためにも、改正内容の共通事項として、従来「時期」と書かれていた文言を「実施時期」に、そして、従来「期間」と書かれていた文言を「対象期間」としたいと考えております。

また、新旧対照表2ページ目の⑤に「評価の時期」と書かれていたところがございます。こちらは先ほどの考え方を反映する形で修正しております。一度案文を新旧で読み上げたいと思います。

旧、右側の部分ですけれども、「⑤ 評価の時期」、評価の期間の最終年度に、これまでの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度の直前の年度及び最終年度に、これまでの実績を対象に評価を実施する。ただし、本基本計画による複数年度の評価に移行する一巡目については、試行的に初年度にも評価を実施する。」となっていたのがこれまでの書きぶりでございます。

これに関しまして、従来の書き方から1年ずつ概念がずれるイメージをお持ちいただければと思いますけれども、新、左側のほうを御覧いただければと思います。まず表題の⑤のところを「評価の実施時期」と改正することとし、「評価の対象期間の最終年度の翌年度に、最終年度までの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度及び最終年度の翌年度に、それぞれの前年度までの実績を対象に評価を実施する。ただし、本基本計画による複数年度の評価に移行する一巡目については、試行的に初年度の翌年度に、初年度の実績を対象に評価を実施する。」と改正しているものでございます。

また、3ページ目の8.(2)幹部ヒアリングの実施の部分ですけれども、ここも従来、右側ですが、令和3年度以降、毎年度の第1四半期に、前年度の政策評価を実施した部局は、以下省略します。意見交換を行うとなっていたところですが、考え方の整理に基づきまして、新のところですが、令和3年度以降、毎年度の第1四半期に、当該年度に政策評価を実施した部局は、意見交換を行う、というように整理をしているところでございます。

2つ目の修正でございますけれども、資料1の2.(2)に戻っていただければと思います。2.(2)に関しましては、目標未達成時評価に係る記述の削除です。従来、目標未達成時評価というものを内閣府は導入しておりまして、こちらは実績値が目標値を下回った年度のみを対象として事後評価を実施する評価方式でございますけれども、当該評価方式を実施した全ての施策につきまして、府内部局との調整を踏まえまして、5年間等の複数年度評価を実施することとなったため、こちらの目標未達成時評価の関係する記述を削除することといたしております。

そして(3)に関しましては、組織改編に伴い、次のように政策体系を修正いたします。2つございます。①健康・医療戦略推進事務局の設置に伴う政策の追加、②政策順及び部局名の修正でございます。資料6の新旧対照表の最後のページの別紙に政策体系がっておりますので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただくのが一番よいかなと思っております。

まず、健康・医療戦略推進事務局の設置に伴う政策の追加ですけれども、政策19番、健康・医療、施策25番、匿名加工医療情報に関する施策の推進についてです。こちらの背景といたしましては、科学技術基本法の一部の改正する法律の施行に伴いまして、従来の内閣官房の健康・医療戦略室及び内閣府のAMED室を統合する形で、内閣府に健康・医療戦略

推進事務局が令和3年4月1日に設置予定となっております。従来の内閣府AMED室で担当しておりました医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に関する事務につきましては、従来、科学技術・イノベーション政策の推進に含まれていたところですが、今般こちらの事務局が内閣府設置法上の特別の機関として独立して設けられることから、こちらを一つの政策として切り分けることとしたものであります。

また、②の組織改編に伴う政策順及び部局名の修正に関してですけれども、現在この内閣府本府政策体系というのは建制順に並べているところです。今般の組織変更に伴いまして3つ政策順の変更がございます。まず、政策18の科学技術・イノベーション政策でございますが、従来は政策8として掲げておりましたけれども、先ほどの法改正の一環としまして、令和3年4月1日に政策統括官（科学技術・イノベーション担当）から科学技術・イノベーション推進事務局に組織変更があることから、建制順ということで、内閣府設置法、組織令等の規定順に合わせまして、政策18に入れ込んでいただいております。

また、赤字になっております政策11、地方分権改革、政策12、遺棄化学兵器廃棄処理ですけれども、府内の検討を踏まえまして、従来、地方分権に関しては政策統括官（運営担当）が所掌しておりました。そして、政策9の遺棄化学兵器廃棄処理は政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が所掌していたところですが、今般、政策統括官（政策調整担当）が担当することとなったため、それに伴いまして順序を変更しているところです。

また、部局名の変更に関しまして、先ほども申し上げておりますけれども、政策10の共生社会政策、従来の担当部局が政策統括官（共生社会政策担当）でございましたけれども、令和2年8月1日で政策統括官（政策調整担当）と部局名の変更がなされておりますので、それを反映する形としております。

また、先ほど申し上げましたとおり、令和3年4月1日に政策統括官（科学技術・イノベーション担当）から科学技術・イノベーション推進事務局へと組織変更があることから、政策18に関しましても、こちらの事務局名としているところがこちらの組織名の反映でございます。

議題1、議題2に関して、説明は以上です。山谷座長、よろしく申し上げます。

○山谷座長 大変ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対しまして、御質問あるいはコメントがありましたら、お願いいたします。

南島委員、お願いします。

○南島委員 南島でございます。

御説明ありがとうございました。1点質問がございます。

新しい実施計画案の最後なのですが、ロジックモデルを策定し、これを踏まえ、事前分析表を作成するというふうに書かれております。基本計画のほうを見ますと、基本計画のほうでこの該当箇所をどう書かれているかということですが、すみません、ちよっ

とロストしてしまいましたが、基本計画のほうでは、ロジックモデルを踏まえ、ということで事前分析表とは別立てに書かれていたかと思います。このところはより強い表現に変わったかなと思っていますが、これは差し支えないのかというのが質問の趣旨でございます。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

事務局のほうでいかがでしょうか。

○小池課長補佐 多分その前のほうに、今御覧になった基本計画の6.の(2)の③のところに、必ずしも同じ表現ぶりではないのですけれども、ロジックモデルの活用というところで、対象となる施策のうち可能なものについては、事前分析表の作成の前に、内閣府本府におけるEBPMの取組によりロジックモデルを作成しとありますので、そこは矛盾するものではないといえますか、ロジックモデルを作成し、これを踏まえて事前分析表を作成するというのは、基本計画のときと考え方を異なっているものではないです。

○南島委員 探していただいてありがとうございます。基本計画の4ページの一番下ですね。③のロジックモデルの活用と書かれているところですが、対象となる施策のうち可能なものについてはというふうにまず書かれている。ロジックモデルをつくりましょうということですね。それから、事前分析表は④のほうで、ここは先ほど御説明いただいたとおりで、そんなに離れていない表現かなと思いますが、ロジックモデルのほうが、施策のうち可能なものについてはと書かれているので、全ての対象施策について実施計画のほうでロジックモデルは作成しと書かれているところに違和感を覚えるというコメントでございます。

○笹川課長 我々も頭の体操をしたのですけれども、この1年間、なかなかロジックモデルをつくるのが難しいのではないかと思われた施策についてもつくってみたところ、施策によっては先生方の満足いくようなものではないかもしれないのですけれども、それなりに作成できたかなと思っています。基本計画では確かに「可能なものについて」という限定を入れているのですけれども、この1年間の実績を踏まえると、限定する必要はないと考え、今回の実施計画では、省いています。ただ、基本計画と実施計画で表現ぶりが違うのが「違和感を覚える」との指摘はそのとおりでございます。そうであれば、1年間の実績を踏まえて基本計画を修正するか、実施計画を基本計画に合わせるか、検討したいと思います。いろいろ悩んでいる部分がございます。

○南島委員 そうですね。整合性ということ言うと、どちらかを合わせたほうがいいかなという気はしていたのですが、実施計画のほうをいじるということであれば、ロジックモデルを作成し、これを踏まえ、事前分析表を作成するものとするとか、原則規定にすること等の修正はあり得るかなと思います。

以上です。

○笹川課長 分かりました。では、合わせるような形で検討させていただきたいと思いま

す。ありがとうございました。

○山谷座長 では、検討していただくということで、お願いいたします。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

なかなか技術的な部分が多くて、頭の中で整理するのがちょっと大変なところがありましたけれども、基本的には内閣府独自の政策評価を考えて整理したということで、これを基に今後実施していくということだろうと思いますので、これで、では頑張ってくださいなというところかと思います。

それでは、特段御意見がございませんでしたら、次の議題に進みたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最初の議題につきましては、以上のように取りまとめさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の資料、総務省政策評価審議会提言について御報告をお願いいたします。

○小池課長補佐 政策評価をめぐる最新の動きの情報共有として1点御報告申し上げます。

昨日、17日ですけれども、総務省の政策評価審議会が武田総務大臣に対して提言を手交しております。提言の表題としましては、こちらの「ポストコロナ新時代における行政の評価への指針～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～」というものでございます。

総務省の審議会で聞いています背景といたしましては、政策評価制度導入から20年という節目を迎えるに当たって、今後の行政評価の在り方についての提言をまとめる、そういった背景があったやに聞いております。

概要紙、参考資料1に基づいて御説明したいと思いますけれども、背景といたしましては、政策評価制度が令和3年に導入から20年目を迎えます。行政の評価という場合、これまで基本的には現行の仕組みですとか取組を前提として、その中で効率化を高めるために何をしたらいいかという課題設定が行われてきたところですが、今般、社会経済の変化、少子高齢化、人口減少、デジタル技術の進展や、何よりも新型コロナの拡大もございまして、従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題として捉えられております。

そのときに、これまでの行政の評価というものが現在の仕組みそのものを問い直すニーズに応え切れないのではないかというのが問題意識としてあったようでございます。

そこで、常に念頭に置くべき行政の評価のあるべき姿というものを審議会の中で整理し、それに対応するためにはどうしたらよいかというのが話し合われておりました。

行政の評価のあるべき姿、こちらに①、②、③とありますけれども、①役に立つ評価。ユーザーから見て、使える評価、知りたい情報を提供する。②しなやかな評価。評価者が、時の経過や社会経済の変化に応じて、適時・的確かつ弾力的に評価する。③納得できる評価。評価の内容は、優れた研究やデータにより、情報が充実し、分かりやすいものにする。



こちらの3つが行政の評価のあるべき姿として捉えられているところです。

次の2ページを御覧いただければと思います。そちらのあるべき姿を踏まえて、現状どうなっているかというのが整理されております。

①実務において「評価を政策立案・改善に活かす」という目的意識が希薄である。ユーザーのニーズを明らかにし、充実した評価結果を提供しようとする取組が不十分。

②固定的なスタイルにこだわる業務のやり方が、「行政の評価」の目的に役立たない結果を招来している。

③エビデンス、データの科学的分析の工夫が限定的。

こういったことから、行政の評価の3つのあるべき姿を常に念頭に置いて取り組むべきというのが現状認識として掲げられております。

次の3ページ目に3つ丸が書かれているかと思いますが、この3つの評価は位置づけがあるようで、これも審議会でいろいろ順番の議論があったようでございますけれども、役に立つ評価が一番上にあって、それをしなやかな評価と納得できる評価が支えているという構図になったようでございます。

次のページでございますけれども、政策評価がこの20年目を迎えるに当たりまして、一体どのような課題があるのかというのが浮き出されております。

まず上の青枠の部分は、現在では、政策評価の取組は「やって当然」と考えられるほどに定着している。と同時に、政策評価の質というのも着実に向上している。しかしながら、以下3つの問題点があるとされておりまして、①現在の政策評価では、評価書を作成する作業が自己目的化し、実際のPDCAが回っているかということ、この実際の政策の立案ですとか見直し・改善のプロセスにおいて生かされるという本来の目的が軽視されている向きもある。

②政策の質の改善を目指す新たな取組、行政事業レビューですとかEBPMの推進との関係が整理されておらず、類似の作業による重複感、いわゆる「評価疲れ」のような状況が起こっている。

③「目標管理型評価」の画一的なやり方に限界が感じられるのではないかと。こういった課題が感じられているところです。

③の括弧のところですが、例えば無理に目標や指標を設定する事例ですとか、目標による進捗管理になじまないものに当てはめている事例ですとか、目標による管理では施策の根本的な見直しに資する情報が得られにくいといった限界があるやに指摘されております。

次のページでございますけれども、では、その行政のあるべき姿に向けてどういった改善の取組のアイデアがあるかということが整理されておりますけれども、上の四角のところですが、政策評価は、政策評価の本来の目的である政策の改善につながる度合いに応じて、優先順位をつけて取り組むべき。

2つ目、ポストコロナの時代の行政は、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを

見直すことも必要となっており、政策評価の重点の置き方を改めるべき。

その際、3つ目として、政策評価を実施する職員のモチベーション向上につながるよう留意すべき。

具体的には、(1)「役に立つ評価」とするために、①政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し。政策過程の各段階で、評価書をまとめる作業と、実務上、PDCAの各段階で行われている政策効果の把握・分析等の取組との関係を整理し、政策評価の作業プロセスを見直すことが必要。

②も①と関係するのですが、政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用。実務上行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価結果の公表と位置づけることの可否、方法を検討することが必要とされております。

注のところですが、具体的な話として、例えば、内閣府でも結構ある話ですが、基本計画や大綱などを策定している場合に、定期的にその基本計画や大綱の世界においても取組状況の点検や評価が行われているのが実態です。それらを政策評価の結果の公表と位置づけることができるか否か、そういったことが総務省において今後検討されるようでございます。

次に、政策評価と行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係について整理することが必要とされております。

③ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進ということで、提言の中には、例えばある政策名で検索すればその評価の内容が分かるようにしていくことが大事といった記述が書かれていたところがございます。

次のページをおめくりいただければと思います。(2)「しなやかな評価」とするためにということで、①施策の特性等に応じた政策評価。これは目標管理型評価のことが指摘されております。目標管理型評価の過度の偏重を改め、各府省が施策の特性に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるよう考え方を整理しましょうとされております。

全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと。そして、対象とする政策の性質等に応じ、最適な評価方法を選択すること。政策や施策の捉え方や評価の時期は柔軟に考えるべきこと。その下ですが、その実践に向けて、類型化、「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要とされていまして、提言の中には、今後、各府省の協力を得ながら検討を進める必要があるとされている部分でございます。

②政策評価の重点化ですけれども、評価を合理的に行うため目標や測定指標の重点化(大きくくり化、絞り込み)を検討することが必要とされております。

③「納得できる評価」のエビデンスですとかデータのところですけれども、その改善策として①EBPMのさらなる推進。ロジックモデルの活用、諸論点についての研究を行うということで、各府省との情報共有を推進すると書かれています。

②は研究者の皆様との連携ということで、データ分析の知識・技術不足を補うため、研

究者の皆様との積極的な連携を推奨する、そういった内容が提言の中で書かれているところでございます。

これは昨日出されたところでございますので、これからきっと総務省からいろいろな相談があらうかと思っておりますので、一旦こちらで報告をさせていただいた次第です。よろしく願いいたします。

山谷座長、お願いします。

○山谷座長 ありがとうございます。

田辺委員がいらっしゃったら、裏事情なんかを教えていただけたのでしょうかけれども、非常に分かることは分かる、何となく推測はできますけれども、何かこれは英語に直すときに大変だろうなと思って伺っていました。

今の御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょう。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

私も前、総務省でこちらの仕事をしていたことがあるものですから、事前分析表のときとかいろいろと経緯を知っていたのですけれども、評価疲れとか自己目的化というところがよく出てくるのですが、やはり日頃の業務と評価がつながっていないからですよ。今日、ぶっちゃけこの内閣府でも来られる担当者の方々、これのために仕事をしましたという感じですよ。でも、それは本来あるべき姿ではなくて、ふだんの業務と評価はつながっていなければいけなくて、よくPDCAサイクルと言うのですけれども、これは時間軸で並べているだけで、本来は逆なのです。つまり、チェックできるようにプランしなければいけないのです。ところが、評価できるような形で政策をつくらないから、後になって評価しろとか数値目標を出せ、KPIを出せと言われてもおたおたするだけなのです。最初から評価されることを前提に、評価できるように、例えばデータの収集も含めて、結局そういう形で評価を前提に初めからプランをつくらなければいけないというのが本来だと思うのです。

EBPMなどをやっても、よく出てくるのは、政策をやりました、結果はこうでした、では、それを打つ前はどうかだったのですかと言われても、そのデータがありません。比較対象は何ですか。ある地域で実証事業をしました。でも、ほかの地域はどうなのですか。いや、データがありませんなので、評価のしようがないわけですね。

EBPMであれ、PDCAサイクルで事後評価であれ、やはり初めから評価できるような形で政策をつくっていくというふうにマインドセッティングしないとどうにもならないかなというのと、これも気持ちは分かるのですけれども、しなやかな評価のところに関わるのですが、それぞれの部署が自分の評価のために改めて情報を集め、データを集めるというよりは、どこかに共通のデータベースをつくっておいて、そこにそれぞれの部署が自分に関わるデータにアクセスして収集するという仕組みがあると一番楽だと思うのです。意外と似通ったようなデータを使っていると思うのです。雇用者数であるとか、売上であるとか、

付加価値・出荷額であるとか、女性の労働参加率とか、待機児童とかですね。なので、であればそんなの々々自分たちで調べる必要もないし、どこかに共通のデータベースをつくっておいて、そこに比較的単純にアクセスできるようにすれば、リアルタイムにもっとしなやかにというか、迅速な評価が多分できるようになるだろうということだと思います。特にこれは総務省さんのものですが、多分、非常に内閣府さんから見て、内閣府は政策官庁なので、政策評価はそもそも難しいのです。農水省とか国交省とかの事業官庁は意外と白黒はっきりしているので比較的やりやすいのですが、単に補助金を出しておしまいとか、規制のフレームをつくっておしまいという政策官庁はなかなか評価が難しいところもあるので、日頃からの業務であるとか、今申し上げたデータであるとか、そこを初めから意識して政策をつくっていく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかの委員から何か御発言はございますでしょうか。

南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。

せっかく御紹介いただいたのでお伺いしたいなと思うのが、総務省の政策評価審議会の最終提言が出る前に、内閣府のほうからもいろいろと御意見をおっしゃったのではないかなと思うのですが、言える範囲で結構ですけれども、どのような課題認識ですとか御意見をおっしゃっておられたかということをご共有させていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○山谷座長 お願いします。

○笹川課長 ありがとうございます。

審議会のヒアリングに昨年11月、内閣府も参加させていただきました。今回の資料の中で、まず4ページ目でございます。これまでの取組と課題の中で、先ほど佐藤委員からも話がございましたけれども、下の②の「評価疲れ」の文がございますが、ここは、私ども内閣府で特にそういう意見が強かったことを紹介しまして、そのような記述になったものと思っています。

あと、5ページ目、今後の改善の方向性の部分でございますけれども、(1)の②の2つ目の四角の部分です。政策評価と行政事業レビュー、EBPMの取組との関係を整理することが必要という部分についても、内閣府から強く意見を申し上げたところでございます。

また、6ページ目(2)の「しなやかな評価」の①の二つ目の四角の部分でございますが、この有識者懇談会でも何回か議論し、私どもの宿題になっておりますが、「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要ということで、総合評価をどのようにしたらいいのかということの問題提起した部分が反映されていると思います。

ただ、私どもも総合評価について1年間内部的に検討したのですが、なかなかイメージができない部分もございまして、総務省の報告の中で具体的にもう少し方向性を出してい

ただけるかなと思ったのですけれども、今年度はまだこの程度の記述にとどまっているというような状況でございます。

あと、②の「政策評価の重点化等」の部分につきましては、大括り化とか絞り込みとか、私どもも既に第7次基本計画の中で取り組んでいるところを申し上げましたところ、総務省の報告書の中に書かれたのではないかと考えております。

(3)の①のEBPMは、先ほど申し上げました取組が反映されているものと考えております。

取りあえず以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

南島委員、よろしゅうございますか。

○南島委員 はい。ありがとうございます。

総務省が方針を大きく出されたということで、総務省自身に取り組まれる部分もあるかと思えますけれども、基本的には大きく自由化するということなので、内閣府のほうでこの後、基本計画、実施計画にこれをどう取り込んでいくのかというのは大きな課題になるかと思えます。その際に1つ今までに出てきていない大事な論点は、まさに総合評価ですか重点化、ここをどう取り扱うかというところかなと思えます。ということはコメントで申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。

○山谷座長 ありがとうございます。

○笹川課長 1点言い忘れた部分がありました。5ページ目の(1)の②の1つ目の四角、「実務上行われている云々」の部分でございますが、注意書きの部分で、「例えば、基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行うような事例」ということで、特に内閣府の場合、基本計画とか大綱に係る施策が多いこともあり、これまでの有識者懇談会でも大綱等での評価と政策評価との関係をどう整理するかということが議論になってきましたが、今年度も1回整理したものを説明いたしましたけれども、そのような問題意識については、この部分で書いていただいているということでもあります。よろしく願います。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からコメント等ございますか。

今、お手が挙がりました。白石委員、願います。

○白石委員 ありがとうございます。

私もこちらの委員をさせていただいて、3月末で退任をするのですけれども、この議論にも参加させていただきました。

佐藤委員と南島委員がおっしゃったように、各論のところはいろいろと課題があると。政策評価自体、20年たっているわけなのですが、それでもまだデータベースができていないとかいうようなところがあるということです。

議論の中で議論があったのは、例えば3枚目のスライドのところ3つの丸がある。役

に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価、この3つの大方針といいますか、方向性をどういう重さで書いていくかというところで御議論がありました。こういうことを言うとあまりよくないのかもしれないのですが、実は、しなやかな評価が一番上に最初はなっていたのです。ということは、20年たってまだまだ課題もたくさんあって、そのような状況で、それを脱却するための一つの方向は、しなやかという言葉に実は込められていたというふうに議論に参加して思っております。

ただ、しなやかという言葉自体にいろいろな意味があるので、結局、役に立つというのが一番上の重しみたいなどころになっているということも付け加えさせていただきます。

以上です。

○山谷座長 貴重なコメントをいただきました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見ございませんでしたら、私のほうからちょっとコメントがございます。政策評価制度を入れて20年になるのですけれども、言うときはいろいろ言っていたのですね。森田朗先生とか、田辺先生とか、メンバーに入って総務省でやっていたのですけれども、実際にやってみたらとんでもなく大変だったなという印象がありまして、2001年頃に議論していた話と、私は実は2003年、外務省の政策評価の制度を最初につくったのですけれども、あのときに実は何と内閣府の政策評価をそのままパクったということがございました。理由は何かといいますと、先ほどからお話が出ていました、内閣府もやはり大綱とか基本計画をいっぱいお持ちで、それぞれについて評価をやっていらっしゃると。そういう意味で言いますと、やはりいろいろな大綱あるいは基本計画の評価のやり方を外務省でもまねをして入れたらどうかということをやったわけですけれども、それはイメージとしてはprogram evaluationをイメージしていたのですが、なかなかうまくいきませんでした。

やはり先ほどから御意見があったように、データがまずないのですね。佐藤委員が御指摘されたように、エビデンスがないところで評価をやるような羽目に陥ってしまうと。そうすると結局の場合は作文になってしまいますので、およそアカウンタブルでない評価になっていくというのが当時の実務をやった経験でございました。

これはやはり20年やっても同じようなお話が今までどおり出てくるということは、そこに何か基本的な問題があるのかなということなのですけれども、今般、本日説明いただきました総務省の審議会の報告書を見ると、かなり自由度を高めて、各府省でやりやすいものをどんどんやってくださいというようなイメージを感じました。それはそれですごく大事なことだろうと思うのです。統一的な標準的なやり方で縛るというのは、ちょっとこれは無理だろうと。当時、2009年ですか。これは政権交代のときの副総理、菅直人さんが言い出した話ですよ。あのときの民主党政権はいろいろな理想や理念に燃えていたのですけれども、実際にやってみるとちょっと大変だったなという、その代表的な例が政策評価にも一つありまして、その反省が今、来ているのかなということです。

昔話で大変恐縮でございますが、私の感想は以上でございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。これだけはぜひというものがございましたら、ぜひコメントをお願いいたしたいのですが。

佐藤先生、続きまして南島先生、お願いします。まず、佐藤先生。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今のお話を聞いていて、そうだと思っていたのですけれども、実は事前分析表をつくったときにもいろいろな議論があって、それぞれ実は国交省のほうが先行していたのかな。なので、国交省からすると、逆に評価が粗くなるのではないかという反対があったりしていたのです。

ただ、あのときの議論は横串がさせないという問題があった。評価書はそれぞれの省庁によって違って、評価の視点が違うと、その省庁の中ではいいのですけれども、省庁をまたがった政策、例えば国土強靱化1個取っても、少子化対策1個取ってみても、やはり省庁を超えているわけなのですね。そういうものがだんだん増えてきているので、そういうときにちゃんと横串を刺せるような評価体系でなければいけないよねというところで、いわゆる標準化的な思考が出てきたのかなと思います。やってみてなかなかうまくいかないというのはそうかなと思うのですが、ただ、今はデジタル化の御時世でもありますので、業務も含めてですけれども、標準化というのは今、時の流れでもありますので、そこはちょっと考えなければいけないことかなと思いました。

それから、何でもかんでもコロナにこじつけてはいけないのですけれども、今回のコロナでも、政策を立案する側と政策を実行する現場との間の乖離があまりにも激しいですね。目線が合っていないのです。だから、評価をやれと言っている側と、評価を実際にやっている側の目線が全く合っていないと思うのです。現場は日々の業務に忙しいこともあるので、どうしても評価のための評価というか、追加の業務としての評価になってしまうので、自分たちの業務の見直しのための評価になっていないと思うのです。

これは民間企業に置き換えると、彼らだって例えばワークショップを開いたり、日々自分たちの仕事の中身を見直す機会はあるはず。いわゆる「カイゼン」というものですね。なので、先ほど申し上げたように、いかに評価を業務に落とし込んでいくか。業務の追加ではなくて、業務の中に溶け込ませていくかということが肝になるかなと思います。そうした意味では、ちょっと目線を現場と政策、評価をやらせる側と評価をやる側の目線をどう合わせていくかということが今後、大きな課題かなと思います。20年たっているのですけれども、多分今回のコロナでよく分かってきたということだと思います。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、南島委員、お願いします。

○南島委員 質問をもうちょっとだけさせていただければと思ひまして手を挙げました。

総務省の御説明をいただきました。コメントを幾つかされていたという点もお聞きすることができました。言える範囲で結構ですので、現時点での総務省の方向性、我々が今こ

ここで議論しているのは非常に歓迎する方向だといって勝手に言ってしまっておりますけれども、内閣府側の受け止めもよろしければお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川課長 なかなかコメントしにくいのですけれども、内閣府の意見というよりも、私個人の意見として、悩ましいなと思っているのは、先ほどの5ページ目の(1)の②の部分で、基本計画とか大綱で評価をしている場合の取扱いについてでございます。有識者懇談会では、私も2年近く参加させていただいておりますけれども、有識者の委員の皆様から大綱等は別途部局で評価しているのであれば、政策評価をやったこととみなして、評価を改めてやる必要はないではないかという御議論があったと思いますし、今回の総務省の記述もそういう方向性を認めることを検討するような記述だと思っています。

その発想は私もよく分かっておりますし、今年度、第1グループの施策でロジックモデルをつくって事前分析表を作った際も、ロジックモデルは、大綱等の枠組みをはみ出ることができないので、結局大綱の枠組みを繰り返す形になっていると感じましたので、両者の関係を整理する必要があるという指摘はごもっともだと思うのです。一方で、部局に大綱等の評価を丸投げしてしまうと、部局によって評価のやり方が全く変わってしまうこともあり得る。一生懸命やる部局は非常にすばらしい評価をするでしょうけれども、手抜きをする部局は非常に質の低い評価になってしまい、低きに流れてしまう可能性もあるので、一定の枠にはめることは必要ではないかなと感じております。

○南島委員 ありがとうございます。

過去の総合評価方式での評価においても、今おっしゃったような課題があったかと思えます。どのようなフレームワークを組んでいくのかというのは非常に悩ましいところであると思えますが、せつかく自由化をされたということもありますので、どういうやり方をするのか御検討いただくいい機会かなと思っています。ありがとうございました。

○山谷座長 ありがとうございます。

そろそろ予定した時間が迫ってまいりましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、総務省の審議会の報告書に関しましても、また貴重な意見をいただきました。なかなか難しいなという印象がありながら、他方で、結構自由化が進むのだろうなど。工夫ができるようなところも広がっていくのかなという印象を受けました。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上で終了いたしましたので、事務局に司会をお返しいたします。事務局のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹川課長 本日は先生方、ありがとうございました。

今年度の懇談会は今回が最後となりますけれども、今年度をもちまして、懇談会の座長を長年務めていただきました山谷座長が御退任されます。最後に御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。



○山谷座長 山谷でございます。

実はうちの同志社大学は今日が卒業式でございます、何となく内閣府のほうも卒業するというので、おめでたいかなという感じでございます。

内閣府のこの有識者懇談会に関しましては、2006年3月29日の第1回から関わってきました。あまり十分な貢献はできなかつたと反省しておりますけれども、その間いろいろな規制とか、あるいは租税特例措置とか、エビデンスベースとか、目標管理型とか、いろいろ出てきまして、それなりに政策評価の成長を拝見してきました。よく育ったか、悪く育ったかというのはなかなか評価が難しいところでございます。評価というのは実はその評価そのものの評価も難しく、日本評価学会というのがございますけれども、いつも侃々諤々の議論で何かまとまらないと。それまた非常に大事なことで、特定の方向で意見がまとまるというのはやはり気持ち悪いのかなという印象でございますので、今後とも内閣府の有識者会議ではいろいろな議論、いろいろなコメントをいただきながら、侃々諤々議論をしていただき、それを事務局のほうでうまく吸い上げていただければ、また内閣府の政策評価が洗練されていくのかなということを考えております。

1点だけお願いということなのですが、実は、政策評価は案外ほかの国も見ていまして、日本語ができる研究者もいますし、日本語ができない人はそれなりの方法でいろいろ見ているのですが、やはりグローバルな動きを意識されて制度をつくっていただければすごくいいのかなと思っております。現在、私はドイツ人が書いている政策評価の国際バージョンの本で執筆しているのですが、どうも日本の政策評価の制度というのは英語になりにくいものが非常に多くて、先ほども出てきましたけれども、しなやかとか、なかなか難しく、ここがやはり日本の政策評価のグローバル化を阻む、悪く言えばガラパゴス化している一つの大きなところなのかなと思っております。

今後とも、もしいろいろな試みとかチャレンジをされる場合には、ぜひ、英語に直した場合に何と訳せるかと、それをどうぞ意識されて、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。どうもありがとうございました。

○笹川課長 山谷先生の長年にわたる御功績につきましては、私も2年近くお世話になりましたけれども、改めて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次回の懇談会でございますけれども、夏頃に開催予定でございますが、詳細につきましては、追って御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を閉会いたします。ありがとうございました。